

京都市告示第96号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市住宅サービス公社を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 桧本 賴兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市住 宅サービ ス公社	京都市南区西 九条東比永城 町75番地	1 次に掲げる市営住宅の家賃のうち、当該市営住宅の管理事務所及び財団法人京都市住宅サービス公社事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務 上賀茂、東天王町、高野、山端北、山端南、三宅、三宅第二、山科、東野、日ノ岡、御陵、音羽千本、音羽、大宅、柳辻西、柳辻、西野山、勧修寺第一、勧修寺第二、勧修寺北、八条、唐橋、唐橋第二、南烏丸、東九条、九条、北河原、上鳥羽口、蜂ヶ丘、葛野、西大路、西京極、嵯峨、広沢、大覚寺、川西、樅原、洛西東新林、洛西北福西、洛西南福西、洛西東竹の里、桃陵、向島、醍醐中山、醍醐南、

醍醐中，醍醐東，醍醐西，小栗栖，石田東，石田西，大受，いわたの森，越後屋敷，深草，深草第三，七瀬川，鈴塚，桜島，竹田，下鳥羽，久我のもり，木津，下津及び際目の各市営住宅

2 次に掲げる市営住宅の駐車場使用料のうち，当該市営住宅の管理事務所及び財団法人京都市住宅サービス公社事務所に持参，郵送等をされるものの収納事務

山科，東野，御陵，音羽千本，音羽，大宅，柳辻西，柳辻，勧修寺第一，勧修寺第二，唐橋，唐橋第二，東九条，蜂ヶ丘，西京極，嵯峨，広沢，大覚寺，洛西東新林，洛西北福西，洛西南福西，洛西東竹の里，桃陵，向島，醍醐中，醍醐東，醍醐西，小栗栖，いわたの森，深草第三，桜島，竹田，下鳥羽，久我のもり及び際目の各市営住宅

(都市計画局住宅室住宅管理課)